

令和8年度 郡山市産後ケア事業のご案内

令和8年4月1日から、郡山市産後ケア事業が変わります。

- 申請方法が変わります。
 - ①妊娠8か月（32週）から申請ができるようになります。
 - ②最初に申請するとその都度の申請はなくなります。
 - 産後ケア利用が承認されると利用に必要な書類が送付されます。
- ショートステイ（宿泊）の利用時間が長くなります。
 - 退所時間が10時から、16時に変更になります。
 - 時間が長くなった分、ゆっくりとケアを受けたり、子育てについて相談したり、休養をとることができるようになります。
- 県内の委託機関（医療機関・助産所）での利用が可能となります。
(なお、市外の委託機関をご利用の際には、こども家庭課に必ずご連絡ください。)
- その他、利用料が変更となる等、利用しやすくなります。

利用対象者

- ◆ 郡山市に住民票がある出産後1年以内のお母さんとお子さん。
 - ・お子さんのみの利用はできません。
 - ・委託機関により、お子さんの受け入れ対象月齢が異なりますので
- 【別表】令和8（2026）年度 ご利用できる施設のご案内を参考にしてください。
- ◆ 医療行為を必要としない方
 - ◆ 死産・流産後1年以内の方




【お問合せ先】

郡山市こども家庭課 母子支援係（ニコニコこども館）
郡山市桑野一丁目2-3 TEL：024-924-3691
午前8時30分～午後6時

利用方法

- 申請は妊娠8か月から可能となります。
郡山市産後ケア事業の利用の希望の際には

郡山市子育てサイト
郡山市産後ケア事業へのQRコード


 - ・オンライン申請一覧

R8年度産後ケア事業利用申請<外部リンク>から
必要事項を入力し申請を行います。

※申請の際には「郡山市オンライン申請サービス」への新規登録をお願いします。
- 郡山市こども家庭課で利用について承認を行い、以下の書類を送付します。
申請後、書類が到着するまでには1週間程度かかりますので、利用希望の際には
早めの申請をお願いします。

- ・郡山市産後ケア事業利用承認通知書
- ・郡山市産後ケア事業クーポン券 5回分（課税世帯の方 上限額2,500円）
- ・郡山市産後ケア事業サービス利用券 各サービス7回分ずつ

※令和7年度の利用者には、各サービスの利用回数の残り分のサービス利用券を送付します。

※郡山市から転出した場合には、使用できなくなります。

郡山市民でなくなった際に使用した場合には、委託料などを負担していただきますのでご注意ください。

- 利用希望の委託機関に予約をします。
- 産後ケアサービスを利用します。
 - 利用の際には、本人確認が必要です。
 - 利用施設にマイナンバーカード等の身分証明書の提示をお願いします。
 - ・クーポン券とサービス利用券のつづりを委託機関に提示し、管理表に記入します。
 - ・利用料と食事代などを施設に支払いを行います。
- 利用後のアンケートの入力をお願いします。